

帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）新旧対照表（案）

改 正 後	改 正 前
○帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例 平成26年12月16日条例第28号 帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例 (趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。 (法第115条の46第5項の条例で定める基準) 第3条 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。第3号において同じ。)) は、原則として次のとおりとすること。 ア 保健師その他これに準ずる者 1人 イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 ウ 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。))その他これに準ずる者 1人	○帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例 平成26年12月16日条例第28号 帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例 (趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。 (法第115条の46第4項の条例で定める基準) 第3条 法第115条の46第4項の条例で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。 ア 保健師その他これに準ずる者 1人 イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 ウ 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。))その他これに準ずる者 1

帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）新旧対照表（案）

改 正 後	改 正 前																
(2) 前号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>地域包括支援センター運営協議会</u>において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 <table border="1" data-bbox="277 724 1093 1260"> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>前号アからウまでに掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>前号アからウまでに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の前号アに掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ又はウに掲げる者のいずれか1人</td></tr> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	前号アからウまでに掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	前号アからウまでに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前号アに掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ又はウに掲げる者のいずれか1人	人 (2) 前号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>地域包括支援センター運営協議会（省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）</u>において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 <table border="1" data-bbox="1198 724 2013 1260"> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>前号アからウまでに掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>前号アからウまでに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の前号アに掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ又はウに掲げる者のいずれか1人</td></tr> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	前号アからウまでに掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	前号アからウまでに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前号アに掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ又はウに掲げる者のいずれか1人
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	前号アからウまでに掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	前号アからウまでに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前号アに掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ又はウに掲げる者のいずれか1人																
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	前号アからウまでに掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	前号アからウまでに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前号アに掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ又はウに掲げる者のいずれか1人																

帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）新旧対照表（案）

改 正 後	改 正 前
<u>（3） 第1号の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一つの区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同号アからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同号アからウまでに掲げる者のうちから2人とする。</u> （4） 地域包括支援センターは、第1号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。 （5） 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。 附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。	<u>（新設）</u> （3） 地域包括支援センターは、第1号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。 （4） 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。 附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。